

### 別添3 提案書の評価基準

大項目		小項目		評価内容
1	応募者の会社の概要	(1)	応募者の構成及び役割分担と有資格事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要な法的な有資格者が確保されているか、または確保される見通しが具体的に示されているかを評価する。</li> <li>・業務執行上、的確なる構成企業が含まれて、それに見合った分担が示されているかを評価する。</li> </ul>
		(2)	応募者の污水整備事業に関連する実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・污水整備事業に関連した業務及び類似業務の受注実績及び受注金額（過去3年）について評価する。</li> </ul>
2	浄化槽整備（PFI）事業の手法	(1)	住民への広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動における実施方法の実現性と取組内容及び効果について評価する。</li> <li>・広報用パンフレットの内容について評価する。</li> </ul>
		(2)	コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置工事費及び維持管理費等のコスト縮減方法の具体性及び効果、方針が妥当であるかについて評価する。</li> </ul>
		(3)	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成企業との情報共有体制及び手法が具体的かつ効果的か、社員教育体制と手法が具体的かつ効果的かを評価する。</li> </ul>
		(4)	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故、故障、緊急時に対する具体的かつ効果的な対応となっているかについて評価する。</li> </ul>
3	地域の貢献について	(1)	地元経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に伴い、地域経済や地域社会の活性化に貢献する提案について、その具体性及び実現性について評価する。</li> </ul>
4	浄化槽設置工事について	(1)	工事の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の設置工事業者の確保の必要性及びそのマネジメントの方法、工事事用資材・機器等の調達と運用について評価する。</li> </ul>
		(2)	工事計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の水質改善の向上に留意した設置浄化槽の仕様・規格、7年間で300基を設置する年度別工事計画について評価する。</li> </ul>
		(3)	標準とする浄化槽設置工事の手順、施工管理体制、他工事との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務要求水準を満たす内容が確保されているか、本体工事以外の工事との調整の考え方、手順が妥当であるか評価する。</li> </ul>
		(4)	工事検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置工事における中間検査・竣工検査・完了検査の体制及びその実施方法について、写真管理方法、検査書類の内容を含めて妥当であるか評価する。</li> </ul>
		(5)	工事管理台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事管理台帳の整備等について具体的かつ確実性があるか、電子データ提供が可能なものかを評価する。</li> </ul>
5	浄化槽維持管理について	(1)	維持管理の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理業者の確保の必要性とそのマネジメントの方法、維持管理用資材・機材等の調達及び運用について実現性が認められるか評価する。</li> </ul>
		(2)	維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に沿った法定水質検査、保守点検、汚泥清掃等、補修等の管理計画と実施方法について計画されているか評価する。</li> <li>・維持管理基数が経年的に増加し、10年後に約1,200基の維持管理基数に達するため、経年的な維持管理の運営方法について評価する。</li> </ul>
		(3)	維持管理記録の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理にかかる台帳等の整備・運用、記録票の内容を含めて評価する。</li> </ul>

### 別添3 提案書の評価基準

大項目	小項目	評価内容
6 住民サービスについて	(1) 住民サービス向上のための提案	・浄化槽設置に伴う使用者の負担軽減策、その他の住民サービスに関する具体的な提案とその効果について評価する。
	(2) 家屋改造・排水管工事等の対応	・使用者の費用負担軽減の立場に立った家屋の改造・排水管工事等の対応方法について具体的で実現性があるか評価する。
	(3) 融資あっ旋及び利子補給制度等のあっ旋	・直接融資や分割払い等を含め、他の貸付金制度等のあっ旋に対する扱いについて評価する。
	(4) 住民の要望記録の整備	・収集した住民意見や要望等を記録し町と共有するための仕組みについて提案があり、実現性が認められるか評価する。
7 事業計画について	(1) 事業運営計画	・事業を行う上で、PDCAが継続的に実施される経営体制が確保されているか具体的な内容を評価する。 ・提案内容を確実に実行できる財政力が確保されているかを評価する。
	(2) SPCの資本金	・債務超過にならない資金計画が確保される資本金かを評価する。
	(3) 浄化槽希望買取り価格	・別添4 優先交渉権者選定基準 定量的評価による
	(4) 維持管理希望委託価格	・別添4 優先交渉権者選定基準 定量的評価による
	(5) リスク管理	・加入予定の保険等が具体的に示されており、内容が妥当であるか評価する。
8 上記以外の提案	(1) 応募者独自の提案	・PFI事業としての整合性、PFI事業推進に対する効果を期待できる提案があるか評価する。